

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第36号 あらたに生じた土地の確認について、議第37号 字の区域の変更について、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。
- 4) 議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 発議第1号 下田市林道管理条例の制定について。

2. 審査の経過。

6月28日、29日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、滝内上下水道課長、河井税務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取し、また発議第1号の審査に当たっては、閉会中も慎重に審査を行い、静岡県賀茂農林事務所の担当課長、伊豆森林組合副組合長の出席を求め、下田市内の林業の現状や林道の性格、管理の実態、林道等の必要性について見解等を聴取し、さらに市当局より渡辺副市長、増田産業振興課長、藤井環境対策課長の出席を求め、参考意見を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 発議第1号 下田市林道管理条例の制定について。

決定、否決。

理由、原案の一部に不十分な点があると判断した。

以上であります。

ここで、産業厚生委員会の審査の内容及び委員会において、どのような意見がなされたかについての若干の補足の説明をしたいと思います。

林道管理条例につきましては、この3月定例会に議員提案により、発議第1号議案として上程され、産業厚生委員会付託議案として審査してきました。しかし、下田市の林道15本の

うちには純然たる林業振興のための林道ばかりでなく、ヒノキ沢林道に見られるような産業道路としての林道、あるいは落合縄地線や寝姿山線などの生活道路、観光道路としての林道などいろいろな性格を持っています。林道の実態を視察し、林業の現状を調査し、そして現在進行中の株式会社ワイティービジネスからの産廃処分場許可申請の経過を見ながら、より慎重な審査が必要だとの理由で3月議会において継続審査としました。

3月定例会終了後、3月25日に産業厚生委員会の閉会中の継続審査を開催して、委員会審査の方針について議論を行い、増田産業振興課長の出席を求め、現地視察について検討を行いました。4月2日には、市内6林道（寝姿山線、落合縄地線、北ノ沢線、大登山線、北湯ヶ野線、小松号1林班線）の現地視察を行いました。

現地視察の後、渡辺副市長と藤井環境対策課長の出席を求め、3月31日に行われた県知事との面会についての報告を受けました。

4月5日には、現地視察についての意見交換と再度審査の方針について協議を行いました。

4月12日には、発議第1号の条例文についての検討を行いました。

4月27日には、これまでの審査を踏まえ、各委員の意見交換、議論を行いました。

6月10日には、賀茂農林事務所の担当課長と増田産業振興課長の出席を求め、下田市及び賀茂地域の林業の現状について、林道の性格及び管理の実態について、林道等の必要性についての意見聴取を行いました。

また、伊豆森林組合副組合長の出席を求め、(1)下田市内の林業の現状についての意見聴取を行いました。

以上のような委員会審査の経過の中で、各委員の意見は次のような点に集約されていきました。

下田市の林道は、林業振興の本来的機能だけでなく、産業道路、生活道路、観光道路等、多面的な機能を有しています。したがって、林道管理条例もこれら多面性を包括したものが求められている。

下田市の林業は衰退著しいが、環境保全、地球温暖化対策等の面からも林業の復興が求められています。そして林業振興のためには林道整備が必要である。

産業道路としての性格を持つヒノキ沢林道は、今、株式会社ワイティービジネスからの産業廃棄物処分量の営業許可申請の取り扱いをめぐって、大きな住民課題の場となっています。県、下田市、大賀茂・上大沢・蓮台寺の3区の住民、そして下田市全市民の間で協議が進められています。公害防止協定の策定なども課題として浮上してきました。

下田市議会は、平成21年9月に「下田市大沢地内における産業廃棄物の再開を認めない意見書」を採択しており、業の再開絶対反対の立場を表明しております。その立場は今も変わっておりません。

林道管理条例制定は、産業廃棄物処分場をめぐる以上のような動きにも配慮していく必要があります。

産業厚生委員会は、委員全員が林道管理条例の必要性を確認しました。しかし、今回の発議第1号議案については、その条例文についてさまざまな疑問点が指摘され、残念ながら採択されることができませんでした。

委員会は、公害防止協定の取り扱いの経緯などを見ながら、下田市当局にも働きかけて、新たな林道管理条例案の策定に取り組み、早期制定を目指すことで意見の一致を見ました。

以上であります。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 質疑の前に、口頭で補足説明があったのですが、口頭ではよくわからないので、文書による資料提出を求めたいのですが、議長。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時18分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長に確認の結果、議席配付することにいたしました。

質疑はございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 議第38号の件の質問をしてよろしいですね。国保。

このたびの改正は、資料によりますと応益、応能の割合を50対50、以下6点にわたる改正であると。大変大きな改正になっていようと思いますし、2,200万円からの減額の改正である、こういう説明であろうと思いますが、この6点の改正点についてどのような審議をされたのか。50対50というのはどういうわけでしたのか。

それから、7、5、2の軽減の適用をしているわけではありますが、この実態は、今まで6、4の軽減を7、5、2にするということは、一つの大きな低所得者に対します配慮ある前進

だと評価ができようかと思いますが、どういうわけで7、5、2なのか。さらに、より一層の軽減措置というのは図り得なかったのか、そういう点の議論がされたのかされないのかという点をお尋ねをしたい。

それから、この資料で見ますと、大体今年度の終わりには1億9,000万円からの積み立てをしようという形になっていようと思いますし、1,000万円の予備費を含めまして減額をしてもなおかつ大きく黒字の決算、こういうことになっていようかと思いますが、積立金が幾らあればふさわしいという議論をしたのか。昨年1億2,000万円程度のものが今年度の末には1億9,000万円、2億近くになるのではないかという推定を僕自身はするわけです。当然1世帯当たり1万円の軽減というのが十分できると。単に7、5、2の軽減だけではなくて全世帯にわたる軽減をすべきではないかと、こういう意見を議会のごとに繰り返させていただいておりますが、そういう点についてどのように審議されたのかしなかったのかという点をあわせてお尋ねをしたい。

なかなか国保の推定が難しいという側面はありますけれども、今までの経過の中で推定を超えるというようなことは、僕の経験ではなかったかと思うわけです。そういう点から言って、やはり現にサービスを受ける人たちから現に徴収をしている人たちに、現の対象者にすぐサービスを返すと、こういう国保の仕組みからいって、ためておいて、後の人にサービスするというような仕組みというのは、やはりそういう運営では問題ではないかと。

それからもう1点、滞納額はどのぐらいになるのか。徴収率が前年86%程度の状態のようでありますので、結局大ざっぱに言って、3割近くの滞納者のために、7割の人たちが保険税を拠出しているという、こういう体制になっているのではないかと、この運営がですね。その矛盾をどう解決しようという議論をしたのか。具体的に言えば5億円近くの滞納額をどう整理をするのか、取り組みをするのかということが議論されたのかどうなのか。

そういうことから考えますと、改正そのものは評価できるにしましても、これに基づく運営については大変疑問があると僕自身は評価せざるを得ないというぐあいに考えているわけですが、それらの点がどのように議論されたのか。

そして、意見として申し述べさせていただければ、結局この3割近くの滞納額については、やはり運営上の責任があるわけですので、市の一般会計から当然補てんをすべきだと。所得者への対策として、かつては3,000万円とか4,000万円近く一般会計からの繰り入れをこの会計にしてきたわけです、常態がですね。そこら辺のこともあわせて、どんな議論がされたのかされなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 国保税の改正についてのご質問です。

まず、今回の改正の概要というところで、資料をいただきまして、6点ほど大きな改正点があるというふうに聞いております。その中でも応能対応益の比率を50対50に持っていくというふうなこと、それによって6割・4割軽減から7割・5割・2割軽減に持っていくというふうなことが大きな眼目であったというふうに聞いております。

そこら辺、国の方針も変わってきて、50対50でなければ7、5割規定ができないということでもない、そういう方針に若干変わったということですが、それによって6割・4割から7割・5割・2割軽減に変えやすくなってきて、この機会を逃さずにぜひともやりたいというふうなことの当局からの説明がありました。それによって、また市民にとっても相対として賦課徴収額が平均すると約2,000万円の減があると。それぞれの世帯においても1人世帯とか2人世帯を中心にかなりの税の軽減が見込まれるというふうな説明がありました。そこら辺のところに関しては、委員会としては異論は出ておりません。そこら辺に関しては、方向性としてはよいのかなというふうなとらえ方をしております。

2点目の積立金のことですが、積立金1億数千万円、22年度の現在の積み立て残額がそのくらいになるというふうなことですが、その経過の中でそもそも当初から7,000万円の積立金の取り崩しをしており、またそれに加えて2,000万円、合計9,000万円ぐらいの積立金からの繰り入れによって、この7割・5割・2割の軽減が何とかやっていけるというふうな事情もあって、今年の改正がそのままの状況で税収が同じで、あるいは医療費がほとんど変わらず、このままの状態で行くと、また来年度もこのくらいの基金からの取り崩しが必要となってくる、その次の年も必要となってくる。そうすると1億9,000万円という積立金もずっと残るものでなくして、あっという間に消える可能性もあるというふうな説明も受けまして、この1億9,000万円が多いのか少ないのかということに関しては、それほど大きな金額だというふうにはとらえておりません。

また、当局のほうからも、適正な国保会計を運営していくためには、最低限でも約1億円ぐらいの積立金があることが必要であるというふうな説明も受けております。

3点目の滞納額に関してですが、滞納についても資料をいただきまして、いろいろと質問がありました。7割・5割軽減とも関連しまして、このような改正が続けてやっていけるのかどうなのか。その前提としての少子高齢化だとか、あるいは国保税がどんどん、後期高齢者医療保険制度なんかもできたりして、国保税の収入そのものが減っていく中で、どうした

ら国保税を確保してやっていけるのかというふうな質問も出てきました。その中で、また滞納状況についての質問もありました。滞納状況を現在、未収金残額として5億6,600万円ぐらいがあるんですけども、それは税務課としても一生懸命やっているというふうな説明がありまして、それ以上具体的にどういうふうにしたらこれらを解消できるというふうな説明はありませんが、一生懸命頑張っているというふうなことの説明はありました。滞納額の徴収について、それ以上の委員からの質問はありませんでした。

一般会計からの繰り入れというか、そういうふうなことは、委員会の中からそういうふうな提案あるいは質問というふうなことは出てきておりません。

以上が大体の。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 徴収率が大変低くて、低いということは、やはり払える部分の人が払って、なかなか困難な部分は払っていない。したがって、払っている人がその払っていない人の分まで負担をせざるを得ないという形になると思うわけです、実態から言えば。それをやはり審議の中で議論をしない、あるいは見過ごすということは、やはりまずいのではないかと。それをどう解決するかということになれば、徴収をする義務は当局にあるわけですから、当然それらの部分の補てん部分として、一つの制度化として一般会計のほうから繰り入れるという制度を実施すべきだと、こう思うわけですけども、ぜひともそれらの点について、委員長個人の見解で結構です、議論をしてこなかったということのようですので、あればいただきたい。

それから、今度は多くの階層の部分のところは、この資料で見ますと減額という形にはなっているわけでありますが、4人世帯と5人世帯の結局均等割を上げておりますので、世帯数の多い世帯が保険料が上がるという、こういうことになっていようかと思うわけです。数としては、率としてはそんなに多くないのかも知れませんが、そこら辺の部分の議論はどうされたのか。ほかの人は下がっているのに、4人家族のところで見ますと、所得金額は年収180万円から253万円程度の所得の方々が引き上げになっている。それから、もう一つのランクは450万円以上ですから、ここら辺の部分はある程度所得があるということになるかと思いますが、180万円から250万円ぐらいの人の部分のところまで引き上がっているという点については、やはり配慮すべきではなかったのかというぐあいに思うわけですが、そういうところの議論はどうされたのかされないのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 減税になる世帯とももちろん増税になってしまう世帯があるのではないのかというふうなご指摘ですが、その点に関しては当局のほうからの説明もありまして、4枚ほどの資産の対比表というのをいただきまして、資産のある場合と資産のない場合とかいうのがありまして、その中でやはり世帯が多いところは増税になる確率があると。全部が増税になるわけではないのですが、所得の金額によっては、家族の多い世帯については増税になる場合があると。

それは、結局応能割、応益割を50対50に持ってきたときに均等割を上げているというふうなことがありまして、平等割、世帯割は同じなんですけど、均等割を上げてありますので、当然家族が多くなると負担も増えていくというふうな仕組みになっているというふうなところの説明はいただきました。すべての世帯が全部減税になるというのは、今回の改正においてはそこまではできませんが、でもほとんど大多数の世帯において減税になるということで委員会としては了承しました。

1点、再度一般会計からの繰り入れを、委員長個人としてもそういうふうなことについてのお考えはないのかということですが、この間ずっと下田市の財政の問題をいろいろとやってきまして、果たして下田市に一般会計のほうから繰り入れるだけのそれだけの余裕があるのかどうなのかという全体のところを見ましても、繰り入れはなかなか難しいのではないのかというふうな、これは私の個人的な見解であります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 次に、議長、議第39号も議題にしていいのですか、一般会計補正予算。一括でいいですか。

議長（増田 清君） 質問は3回ですよ。委員長の報告に対して3回です。議案別ではございません。

1番。

1番（沢登英信君） 39号についてお尋ねをします。カジキのサポートクラブに140万円の補助金を出すんだと、こういうことですが、元ドックの跡地を借りなければできなかったのか。140万円の効果がどういふぐあいになっているのかという点について、どのようなご審議をされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、林道の管理条例の制定についてでありますけど、今、林道の性格がいろいろあるというような規定をされたようではありますが、それはどのような基準で、だれがそのような規定をされたのでしょうか、第1点。産廃道路であるだとか、観光道路であるだとか、そん

な規定が林道の規則や管理条例の中にあるのでしょうか。そういう使われ方をしてきたという点はあるかと思いますが、林道は林道であって、林道の中には観光で使う場合もありますし、生活道路として使う場合もあるわけです。ですから、そのような規定の仕方をするということ自身が、この林道そのものの性格からいっておかしいのではないかと。スーパー林道的な道路をつくらうというような部分はこの地域にはなかったかと思うわけでありませぬ。

それから、3点にまとめられましたけれども、必要性を確認したと。必要性を確認したということは、どういうことなのかお尋ねをしたい。僕の理解ですと、林道というのは公の施設だと。公の施設は、当然市が管理する管理条例がなければならない。規則で管理するようなものではない。ここに明確な自治法に基づく必要性の根拠があると思うわけですが、何をもちて必要性があるという根拠をしたのかという第1点をお尋ねしたい。

それから、疑問点があると、こういうお話でございますが、疑問点の具体的内容を明らかにしていただきませぬと、議論ができない、こういうことになるかと思ひます。何がどう疑問だったのか明らかにしていただきたい。

それから、3点目に公害防止協定を今結ぼうとしているところだと。公害防止協定を結ぶかどうかは、市民が決定をすべきことだと思ひます。市民は公害防止協定なんか、この経過で言えば、かつて結んだ公害防止協定は意味がない、したがって結びたくない、そういう方向で進んできていようかと思ひます。ただ、県知事が結んだらどうかと言っているのは事実であります、県知事の言うとおり、あるいは市長が言うとおり、公害防止協定を結びましょうなんていうような結論を住民が出したわけではない、こういう現状になっていると思ひます。それを根拠にして公害防止協定を見た上で早期に決定と、こういう話でまとめられたようでありませぬけれども、その根拠は何か。

公害防止協定と林道管理条例とは、先ほど言ひましたように、公の施設である以上、そういう条例がなければならない。これが自治法の規定ですので、公害防止協定と関連してつくればいいんだというような理論というのは成り立たないのではないかと思ひます。どういふ根拠で3点目の公害防止協定も早期決定とともに早期のものが必要だといふ結論になったのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） まず、カジキサポートクラブに対する140万円の補正予算追加になりますが、それがどういふふうな審査がなされたのかといふことです。これに

ついて観光交流課長から説明をいただきました。

1点は、これまでカジキ釣り大会で利用した外ヶ岡の港湾の一部が、新棧橋建設により、その場所が利用できなくなった。新たな場所を確保しなければならないというふうな中で、旧ドック跡地の所有者と交渉したが、どうしても1日35万円の借地料は絶対必要だというふうなことになりまして、その金額を負担しなければ、旧ドック跡地を使ったカジキ釣り大会が開催できなくなってしまうというふうなおそれが非常に強くなってきた。

今、カジキ釣り大会そのものが全国的に注目されている。自分のところにも来てほしいというふうな引き合いというんですか、それが御前崎市等々いろいろ何件もあるという中で、140万円を惜しんで大会が開催できなくなったら、カジキ釣り大会そのものが下田市で開催できなくなってしまうというふうなことで、カジキ釣り大会が下田市にもたらす観光的、経済的効果というのはかなりのものがある。どうしても市としても続けていきたいというふうな説明がありました。そういうものとして委員会も説明を受け、了承したというふうなことであります。

2点目、林道の問題なんです。林道の性格の規定をしたのか、規定はしてありません。ただ、林道管理条例の審査をしていく中で、下田市に15本ある林道が一つにはくくれないと、単なる林業のための林道であるというふうなくくりだけではくくれないというふうなことがあります。林業だけではなくして、ヒノキ沢の場合なんかでしたら、産業道路としての面を強く有していると。落合縄地線は、通勤道路とか生活道路としての性格を強く有していると。寝姿山迂回路だとか、あるいは観光のためのとか、いろんなそういう性格を持っている。そういうふうな林道と言ってもいろんな性格がありますよというふうなことを言っているだけであって、この林道はこういう林業林道だ、これはというふうに当てはめて、そういうふうな規定したということではありませんということでもあります。

林道管理条例の必要性を確認したというふうな、どういう理由からかというようなことであります。これは、当然さまざまな林道の持っている性格の中で、それぞれ林道をどういうふうにとらえるかということですが、1点は林道が持っている本来的な使命であり、目的である林業の振興というふうな点に関しても、もっと林業の振興のためには林道の整備が必要である、あるいは林道をもっとつくっていくことが必要であるということ、県の人たちの説明、あるいは森林組合の人たちの説明から強く受けました。そういう点から、林道を整備していくためには管理条例が必要であるだろうというふうなことの確認です。

もう1点、先ほど言いました林道の持っているさまざまな性格の中で、特に一番問題にな

るのは、特にヒノキ沢なんかにおける林道の産業道路的な性格、それがもたらす下田市に与える影響ですね、それをどうするのかというふうなことを、林道管理条例の中でそういうものに対する対応策も求められているというふうな認識をしました。そういうふうなところから、さまざまな林道の持つ性格のいろいろな面から、必要性を委員会としては確認したところであります。

もう1点、公の施設というふうな話が出ましたが、委員会の中での質疑の中で、公の施設というのは余り取り上げられておりません。また、公の施設といいましても、林道の中にもいろいろありまして、例えば先ほど言いました落合縄地線だとか、ヒノキ沢線、あるいは寝姿山線、両端が公道あるいは一般道路等々につながっている林道においては、公の施設としての性格が強くなります。しかし、北ノ沢線だとか北湯ヶ野線だとか、本当に林業だけの行きどまりになってしまう道が、車が1台しか通れないようなそういうところが、果たして公の施設と言えるのかどうなのかということに関しては、裁判等々においてもいろんな異論がありまして、ここについてのいろんな委員会としての議論は余りなされておりません。

条例文の疑問点ですね、それもやはり委員の何人かから指摘されました。特に多く指摘されたのは、まず第4条において「当該林道の利用区域内の住民は」という「利用区域内」というのはどこを指すのかというふうなところがありまして、利用する人間が、例えば落合縄地線なんていうのは通勤道路あるいは迂回道路としてかなり多くの人々が利用している。そこら辺の利用区域内の住民というのはどういうふうな者を指すのかとか、あるいは第5条「林道開設の目的に反し」というのは、林道開設の目的ですから、例えばヒノキ沢林道においては、これは最初から産業道路、碎石運搬等々のそういうものとして開設されておりますし、林道開設の目的もいろいろあります。

そこら辺のところの問題と、あと第5条においては「1カ月以上の長期にわたり使用することが認められており」、そこら辺の内容についても観光イベント等々1カ月以上のものはできないのかとか、いろんなそこら辺の内容についてもどういうことなのかなという疑問がいろいろ出されております。

また、いろいろありますが、9条の禁止行為の中での4トンを超える車両、この4トンということがここで明確に否定することがよいのかどうなのかということに関する疑問がいろいろ出て、委員の中から指摘されています。あるいは11条の「工作物の設置等の許可において」というところは、林道または林道に接続する土地、そこら辺がどうなのかなというふうな、林道に接続する土地が私有地であったときに、そこら辺のことに関しても、この林道条

例で規制していくということ、そこら辺をもうちょっと突っ込んで検討しなければいけないのかなんていうふうな意見もありました。

また、13条、聴聞の問題も、このあれですと6条、11条で林道の利用、営業許可等々の申請をする者は聴聞会を開くとか、あるいはそれに対して市の林道管理規則ですか、規則のほうだと申請したけれども、拒否された者は拒否された理由を問うための聴聞会を開くことができるのではないかと。また、若干内容が反対のようなところもありまして、その辺をもっと調査をしなければいけないのかなと。

あるいは15条の権利譲渡ですね、ここら辺も権利譲渡の禁止ということの意味が、例えば株式会社で代表人が変わった場合とか等々、どこまでのことが言えるのかなとか、この許可を受けた権利はどういうことしかできないという点に関してもいろいろと疑問を出されました。

そこら辺のところですさまざな疑問が出されまして、じゃあ修正すればいいんじゃないのかというふうな意見もありましたが、議員提案として出された条文を委員会が修正するというのも、何かなじまないのではないのかなというふうな意見が多くて、いろいろな、ここも直せ、もうちょっととかいうふうな中で、結果的には一度否決してというふうなことに、委員会としてはそういう結論となりました。

それと、あと公害防止協定との関連ですね。公害防止協定、要するに今現在そういうふうな動きがある点は、どうしても99%裁判ざたになったら絶対勝てないから許可せざるを得ないというふうな態度を表明しております。市のほうも先日の大賀茂あるいは蓮台寺、大沢、住民に対する説明会の中でも、市としても、県の意見書という形で公害防止協定を結ぶというふうにしたほうがいいのではないかとという市としての意向も確認しております。それに対して、住民のそれを受ける、あるいはそれじゃだめだ、絶対に反対だ、そこら辺の住民の意向はまだ明らかとなっておりません。そこら辺どうなるのかというふうなことも見ながらということでありまして、私たちの委員会が、公害防止協定が絶対必要であるというふうな結論を出しているわけではありません。

また、林道管理条例は当然、もし公害防止協定というものがつくられるとしたら、それとの関連性ということも当然考えていかなければなりませんので、そういうところも踏まえながら林道管理条例というものを考えていきたいというふうなことです。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第36号 あらたに生じた土地の確認について。

2) 議第37号 字の区域の変更について。

3) 議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

6月28日、29日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、河井税務課長、清水福祉事務所長、前田生涯学習課長、増田産業振興課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第36号 あらたに生じた土地の確認について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第37号 字の区域の変更について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑は終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第36号 あらたに生じた土地の確認についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 字の区域の変更についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 字の区域の変更については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、発議第1号 下田市林道管理条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する産業厚生委員長の報告は否決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 産業厚生常任委員会の皆さんの3月議会以来の慎重な審議に、まずもって感謝をしたいと思います。

その第1点は、その必要性の確認をしたと、ここに大きなポイントがあろうかと思えます。林業を振興していくために林道管理条例というのは必要なんだと、この点と、さらに林業の振興を現在妨げております産業廃棄物問題、これをあわせて規制が必要であるということについて認めていただいたと、この点は林道管理条例を出す主なる主要な内容でございますので、大変評価をさせていただきたい。

そして、3点目として、林道の管理条例については、早期に制定する必要があるんだと、この結論についても評価をしたいと思いますわけですが、早期に制定する必要があると言いながら、議員提案このものを否決したということについては、この2つの柱に比較して、

比べてみても納得のできない、結論だけが納得できないと、こういう形になっていようかと思うわけでありませう。

それで、具体的には条文の、まず第4条ということをおっしゃいました。第4条の2項だろうと思ふんです。「当該林道の利用区域内の住民が」云々と、この言葉がわからないと。この言葉がわからなければ、ぜひとも聞いていただきたかったと思ふわけです。

林道の施業というのはどういう形でやられているのか。林業の施業計画、下田市としてつくっている、町としてつくっている、各自治体としてつくっているわけですから。その住民全部のことを意味しているわけです。これらの人は許可を取らなくていいということをおっしゃっているわけですから、一定の制限をつけるというようなものではない。勝手な誤解をして疑問点がある、このような論理立てをこの4条についてはされているのではないかと。

5条についてもやはり同様ではないか。「1カ月以上の長期にわたる使用を認められるとき」、これは許可をとらなくても産廃の車等々はこの林道を通るわけですね。ご案内のように、深夜、敷根の市の駐車場にたまって、行き来ができないものですから、そこでトランシーバーをやって、今出たから今入る、こういうことをやっているわけですね。こういうことが1カ月以上続くというような事態は異常な事態だと。そういうものをきっちり取り締まれるようにしていこうと。「1カ月以上」があると、観光の寝姿山で祭りができないじゃないかと、こんな議論もあったようではありますが、そういうものを規制しようというものではないわけですね。1カ月以上ですから、当然今、椿まつりにしても大体1カ月、水仙まつりについても1カ月足らずであると思ふわけですね。そういうことから言えば、この「1カ月以上の」云々が観光イベントを制限するものでないことは明らかだと。1カ月で足りなければ、1カ月半あるいは2カ月にすればいいだけのことではないかと思ふわけですね。

そういう議論をせずにこの文言が気に入らないと、こういう論理で否決をするということは、9条についてもそうであります。9条がないということは、制限をしない、この管理条例をつくる意味が全くないわけですね。4トン以上の物がだめだ、4トンでだめなら6トン。どこの管理条例につきましても、この産廃の被害を制限していこうという意図を持って、19の市町村がつくられているわけですから、4トンがいいか、6トン、6.5トンがいいかということは議論としては当然出てこようかと思ひますけれども、制限そのものが問題だと、こういう議論が委員会の中でなされていたとしましたら、11条、13条についても、決してこのことの条文によって、この条例を否定しなければならないような状態ではないと思ふわけですね。

ぜひともそういう意味では、差し迫った課題として、各自治体で既に実施済みの手法であるわけです。産業廃棄物の処理は、ご案内のように、その権限は県知事しか持っていないと。下田市長は県知事をお願いするしかないわけです。そして、今、条件づきで許可するのだと。これに対応できなくなったときに、自ら市民のヒノキ沢林道における、あるいは林道上における産廃公害をどう食いとめるかということの観点で、やはりこの条例を早期に制定する必要があると。この点は皆さんの委員会でもお認めいただいたわけでありますから、ぜひとも、もう一步進めてこの条例を認めていただきたかったと、こういうぐあいに思うわけでありませう。

そして、もう1点は、公害防止協定とこの管理条例とは全く別のものであります。公害防止条例というのは個々のものであります。個々の事例に対してどう協定を結ぶかということでありませう。林道管理条例は、林道そのものをどのように市が管理するかと。そして、公の施設ではないというような議論がされたとき委員長は言われておりますけれども、林道が公の施設だというのは、それこそ定説になっているわけですね。林道は公の施設だと。だから、市長にその権限があるのだと。したがって、条例をつくることのできるのだと。公の施設ではないものが、どうして条例がつくれるのかと、こういうことになるわけですね。その点は理解をぜひとも深めていただきたいと。

そういうことで、委員会の皆さんは否決という結論を出されたようでありますが、その理由は条文がまずいから否決だと、こういう理由だったかと思うわけですが、皆さんの見解については、提案者としては非常に残念だと。条文を正規にきっちり読み解いていただけなかったのかなと、こんな思いを述べさせていただいて、ぜひとも林道管理条例は採決すべき内容を含んでいるものだと、こう訴えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、原案に対する反対意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 原案について反対の意見を述べさせていただきます。

まず第一に、先ほど委員長からの報告にありましたとおり、下田市議会は平成21年9月に産業廃棄物の再開を認めない意見書を採択しておりますということを前提に置いていただきたいと思います。

委員会におきまして、多くの時間を割いて慎重審議を重ねてまいりました。結果、下田市

にある15林道ではありますが、その林道には落合縄地線のような普通に車が通る一般道のような道、またヒノキ沢、寝姿山線のような通勤などに使う産業・生活道路的な道、また今、県が林業として開発している大登山線は、将来的には作業道を利用した森林浴などの観光としてPRできる要素も含んだ道、また行きどまりで昼でもイノシシやシカに出会いそうな昼なお暗き道、これらのさまざまな要素の林道があるのが現状であります。

そのさまざまな要素の林道に対して今回の条例は整合性に欠ける点が見られ、また未成熟であるとの意見等で、また発議者の意見を尊重し修正することを控え、なお委員会全員がこの管理条例の必要性を認めております。どのような形であろうとも再提出ができることを確信し、反対の意見とさせていただきます。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、発議第1号 下田市林道管理条例の制定については否決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成22年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決

定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成22年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時15分閉会